

令和4年度 南丹市新庁舎太陽光発電設備設置事業実施者募集要項
(公募型プロポーザル実施要領)

1 事業の概要

(1) 事業名

令和4年度 南丹市新庁舎太陽光発電設備設置事業

(2) 目的

南丹市（以下「市」という。）では、再生可能エネルギーの普及拡大、公共施設の有効活用及び災害時等における非常用電源の確保による公共施設の機能強化を図るため、新庁舎に太陽光発電設備の設置及び発電事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を公募型プロポーザルにより選定する。

(3) 内容

「令和4年度 南丹市新庁舎太陽光発電設備設置事業仕様書」のとおり

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、概ね20年以内（太陽光発電設備の設置・撤去に要する期間を除く。）とする。

2 選定方法

公募による事業提案方式

3 使用料

太陽光発電設備及び関連装置等の設置場所並びに施設に係る使用料は、無償とする。

4 提案募集スケジュールについて

(1) 事業候補者選定スケジュール（予定）

実施内容 実施期日

実施手続の開始・公表 令和4年7月11日（月）

質問書受付期限 令和4年7月20日（水）

質問書への回答 令和4年7月22日（金）

参加表明書提出期限 令和4年7月25日（月）

事業提案書提出期限 令和4年8月12日（金）

プロポーザル審査の実施 令和4年8月26日（金）

選定結果の通知・公表 令和4年8月30日（火）

(2) 行政財産の目的外使用許可申請等について

事業候補者として選定された事業者（以下「事業実施者」という。）決定後、市との間で太陽光発電事業の実施に関する基本的事項を定めた協定を

締結し、太陽光発電設備の設置を行い、新庁舎竣工時には、行政財産目的外使用許可申請等を速やかに行うこと。

5 参加資格要件

(1) 事業者の構成

本事業に提案する事業者（以下「提案者」という。）は、法人格を有している者（複数事業者による連合体も可）とする。事業者の連合体で参加する場合は、代表事業者を定めること。

ただし、連合体の構成者は、本事業に参加する他の連合体の構成者となることはできず、また、別途単独での参加もできない。

(2) 参加資格

提案者は、以下の全ての要件を満たしている者であること（参加者が連合体であるときは、その構成事業者の全てが以下のア～オの要件を満たし、カは、構成事業者のうち1社以上が満たしていること。）。

ア 次の（ア）から（カ）までのいずれにも該当しないこと。

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有する者

（ウ）役員等が暴力団員であると認められる者

（エ）暴力団又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者

（オ）役員等が、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するために暴力団員による威力を利用したと認められる者

（カ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えていると認められる者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

エ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

オ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

カ 過去に25kW以上の太陽光発電設備の設置工事を請け負い、又は発電事業を実施した実績を有すること。

キ 南丹市競争入札参加資格者である場合は、参加表明書提出日から契約締結日までの間、南丹市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成18年南丹市告示第32号）に基づく指名停止を受けていないこと。

6 提出方法

(1) 提出書類の入手方法

南丹市ホームページ

(<https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/index.html>) からダウンロードすること。

(2) 参加表明書の提出について

ア 提出期限：令和4年7月25日（月）午後5時

イ 提出書類：令和4年度 南丹市新庁舎太陽光発電設備設置事業参加表明書

ウ 提出場所：南丹市総務部総務課

エ 提出方法：持参または郵送（提出期限日の消印有効）

オ 参加表明書を提出期限までに提出しない場合は、事業提案書を受け付けない。

(3) 事業提案書の提出について

ア 提出期限：令和4年8月12日（金）午後5時

イ 提出書類：「令和4年度 南丹市新庁舎太陽光発電設備設置事業実施者募集提出書類作成要領（以下「作成要領」という。）」に沿って作成すること。

ウ 提出場所：南丹市総務部総務課

エ 提出方法：期間内（土日祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分（ただし、提出期限最終日は午後5時）までの間に、持参すること。

オ その他：参加表明書の提出後に本事業提案への参加を辞退する場合は、事前に事務局に電話連絡のうえ、参加辞退届（「作成要領」様式第9号）を持参又は郵送すること。

(4) 提出部数等について

原本1部、写し5部、データ（CD-R）1部

データ提出におけるファイル形式は、Adobe Acrobat PDF形式、Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式によるものとし、データは提出時点で最新版のウイルスチェックソフトでチェックしたものを提出すること。

なお、企画提案書に含まれる著作権、特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、提案者が負うものとする。

(5) 質問について

ア 質問については、質問書（「作成要領」様式第8号）の提出により行うこととし、電話・ファックスによる質問は受け付けない。なお、質問は参加表明書、事業提案書等の記載方法、仕様書の内容等に関するものに限り受け付ける。

イ 提出方法については、事務局メールアドレスあてに電子メールで提出すること。

その際、メールの件名の頭に「令和4年度 南丹市新庁舎太陽光発電設備設置事業質問書（事業者名）」を記し、送信すること。あわせて、受信確認の電話をすること。

ウ 回答は、参加表明者全員に対して電子メールで行うこととし、必要に応じて南丹市ホームページに掲載する。

7 審査方法

(1) 審査委員会の設置

南丹市プロポーザル審査委員会条例（令和4年南丹市条例第1号）に基づき「令和4年度 南丹市新庁舎太陽光発電設備設置事業に係る公募型プロポーザル審査委員会」を設置する。

(2) 委員構成

外部委員 若干名

内部委員 4名

(3) 選定方法

提案者から提案内容のヒアリングを行い、別紙「選定基準書」に基づいて最も評価点の高い提案をした事業者を、事業候補者として選定する。点数が同点の場合は、クジにより事業候補者を決定する。ただし、最高得点であっても満点時の6割未満の点数のときは、事業候補者として選定せず、再度、事業提案を募集することとする。

(4) 結果通知

審査結果は、事業候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、南丹市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から協定を締結するまでに本市の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

また、事業候補者に選定されなかった者は、審査結果通知日から起算して7日（休日を含まない）以内に書面により、その理由について説明を求めることができる。

8 事業候補者選定後の手続

(1) 競争入札参加資格の登録

事業候補者は、南丹市競争入札参加資格審査申請書を南丹市総務部監理課に提出し、競争入札参加資格の登録を行う。ただし、既に登録済みであるときは、これを要しない。

(2) 協定の締結

事業候補者は、市との間で本事業に係る基本的な事項を定めた協定を締結

する。なお、その協定に関する協議が整わないときは、事業候補者としての決定を取り消すとともに、次順位の者を繰り上げ、協定に関する協議を行えることとする。ただし、次順位の者の点数が満点時の6割未満のときは、事業候補者としない。

(3) 関係機関との協議

事業候補者として選定された事業者は、太陽光発電設備の設置について関係機関等と協議を行い、事業実施に必要な手続きを速やかに行うこと。

(4) 使用許可申請

市と協定を締結し、当該協定書に基づき新庁舎竣工時に行政財産目的外使用許可申請等をし、使用許可を受けること。

(5) 安全に関する確認

太陽光発電設備の設置に伴う、地震力、風圧力その他の外力に対して安全であることを確認すること。

9 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 本募集要項に違反した場合

(3) 公正を欠いた行為があった場合

(4) 提出書類に不備・錯誤があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

(5) 公募開始の日から協定締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

10 留意事項

(1) 本選定に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、市から要請したものについてはこの限りではない。

(3) 提出された書類等は返却しない。

(4) 提出された事業提案書等は、必要な範囲において市において複製を作成することがある。

(5) 提出された事業提案書等の内容は、別に定める「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」及び南丹市情報公開条例（平成18年南丹市条例第9号）に従い公開することがある。

(6) 本選定は事業候補者の選定を目的に実施するものであり、協定の内容など詳細については協議のうえ、決定するものとする。

(7) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については市が定める。

- (8) 提出書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (9) 審査内容や審査経過については公表しない。
- (10) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (11) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (12) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

11 事務局

本選定に係る事務局は、以下のとおりとする。

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

南丹市役所総務部総務課 担当：長野、下尾

電話番号：0771-68-0002

FAX 番号：0771-63-0653

メール：soumuka@city.nantan.lg.jp

令和4年度 南丹市新庁舎太陽光発電設備設置事業
実施者募集提出書類作成要領

1 作成及び記載上の留意事項

用紙は、A4サイズで印刷すること。図面等はA3サイズも可とするが、A4サイズに折りそろえること。

2 参加表明書の作成等（提出部数は、全て1部）

(1) 参加表明書（様式第1号）

実印を押印すること。連合体で参加の場合は、代表法人名で作成すること。

(2) 連合体届（様式第2号）

実印を押印すること。連合体で参加の場合のみ作成すること。

(3) 法人概要（様式第3号）

様式に従い作成すること。

(4) 印鑑登録証明書

発行後3か月を超えないもの

(5) 履歴事項全部証明書

発行後3か月を超えないもの

(6) 納税証明書

発行後3か月を超えないもの。

- ・国税にあつては、直近決算年度の確定申告分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書で、最新の状態が反映されているもの。
- ・地方税にあつては、主たる事業所を設置している市区町村税（市町村民税（法人）（東京都23区内では都民税（法人））、固定資産税、都市計画税及び事業所税（東京都23区内では、固定資産税、都市計画税、事業所税については都税）、軽自動車税）の未納がないことの証明書（主たる事業所を設置している市区町村又は東京都が発行する各税目の納税証明書）を提出すること。いずれも最新の状態が反映されたものとする。

(7) 業務実績表（様式第4号）

過去に25kW以上の太陽光発電設備の設置工事を請け負い、又は発電事業を実施した実績を記載すること。

(8) 財務諸表

直近3か年分のものを提出すること。

(9) 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）

実印を押印すること。

(10) 会社概要

パンフレット等、会社の概要を紹介する資料を添付すること。

※連合体で参加する場合は、連合体の構成員すべての分について(3)～(10)

を提出すること。

3 事業提案書の作成等

提出部数は、正本1部、写し5部、データ（CD-R）1部

(1) 事業提案書（様式第6号）

様式に従い作成すること。

(2) 事業提案内容（任意様式：様式第6-1参照）

様式に記載のある項目を含んでA4サイズで簡潔に作成すること。

(3) 設備投資計画等（様式第7号）

設備投資計画、資金計画・経営収支計画について様式に従い作成すること。

(4) 太陽光発電設備関係図面

太陽光発電設備に関する図面をA4又はA3サイズで作成すること。

(5) その他提案事項があればその内容の資料（様式指定なし）

その他提案事項があればその内容の資料を作成すること。

令和4年度 南丹市新庁舎太陽光発電設備設置事業
実施者募集評価基準書

No.	評 価 内 容		評価点	
1	導入設備	太陽光発電設備容量の規模	光害や景観などに配慮しつつ限られたスペースを有効活用し、再生可能エネルギーの普及拡大のモデルとなる規模の太陽光発電設備が提案されているか。	15
2		非常時のシステム構成	非常用電源の確保による機能強化を図る提案がされているか。	10
3	事業計画	売電金額	社会情勢上、適切であり市にとって有益な金額が提案されているか。	15
4		売電金額の固定期間	市にとって有益な期間が提案されているか。	15
5		事業計画	適切な事業計画がなされており、当該計画は実現可能なものか。	5
6		設備投資計画	設備投資計画は現実的なものか。	5
7		資金調達計画	資金調達計画は現実的なものか。	5
8		進行管理	期限までに確実に工事を完了し、発電を開始できる信頼性が見込めるか。	5
9	その他	損害保険等	契約を予定している損害保険等の適切な提案がなされているか。損害保険等に参加しない場合の大規模破損等の場合の資金対応は現実的なものか。	5
10		維持管理体制	具体性・妥当性のある維持管理体制の提案がなされているか。	5
11		緊急時の体制	具体性・妥当性のある緊急時の対応体制の提案がなされているか。	5
12		地域等への貢献	地域等への貢献につながる提案がなされているか。	5
13		太陽光発電事業の実績	過去に25kW以上の太陽光発電設備の設置工事の請け負いや発電事業を実施した実績は十分あるか。	5
			計	100